

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件二件
- 道路の区域を変更する件三件
- 道路の供用を開始する件
- 土地区画整理法により換地処分をした旨届出があった件
- 一般競争入札を行う件
- 一般競争入札を行う件
- 一般競争入札を行う件
- 一般競争入札を行う件
- 一般競争入札を行う件

告示

福島県告示第五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和六年二月十六日から同年三月十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び川俣町政策推進課に備えて縦覧に供する。

令和六年二月十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
カインズFC川俣店 福島県伊達郡川俣町大字鶴沢字学校前十五番地ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和六年二月十六日から同年三月十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び南相馬市商工観光部商工労政課に備えて縦覧に供する。

令和六年二月十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
フレスコキクチ北町店 福島県南相馬市原町区北町五百二十六―一ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県東北建設事務所で令和六年二月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年二月十六日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更前の 変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
県道赤井 畑国見線	伊達郡国見町大字藤田 字堤下二三番一六地先 から 同 郡同 町大字藤田 字南二五番地先まで	変更前 変更後	六・七・ 一〇・〇 六・七・ 一九・六	七三・五 七三・五

（道路計画課）

福島県告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で令和六年二月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年二月十六日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区間	変更前の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
県道小野 富岡線	田村郡小野町大字飯豊 字荒屋敷五二番一地从 先から	変更前	A 四・六〇 六九・九	一三三、〇八八・ 二
	いわき市川前町小白井 字将監小屋一一二番一 地先まで	変更後	B 一〇・三〇 三七・一	一〇四・九
田村郡小野町大字飯豊 字荒屋敷五二番一地从 先から	田村郡小野町大字飯豊 字荒屋敷五二番一地从 先から	変更前	A 四・六〇 六九・九	一三三、〇八八・ 二
	いわき市川前町小白井 字将監小屋一一二番一 地先まで	変更後	B 一〇・三〇 三七・一	一〇四・九
田村郡小野町大字小野 新町字宿ノ後一二六番 一地从先から	田村郡小野町大字小野 新町字宿ノ後一二六番 一地从先から	変更前	C 四・六〇 一五六・〇	八、八二〇・四
	いわき市川前町小白井 字将監小屋一〇四番一 地先まで	変更後	D 六・二〇	二、八〇九・〇

神字坪毛七六番一地从 先から	二八〇・〇
田村市滝根町広瀬字貝 谷二一八番一地从先まで	

(道路計画課)

福島県告示第百九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所で令和六年二月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年二月十六日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区間	変更前の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
県道矢吹 小野線	田村郡小野町大字小戸 神字坪毛一〇八番一地从 先から	変更前	A 一〇・九〇 五二・〇	九九九・〇
	同 郡同 町大字小野 新町字美売五一番一地从 先まで	変更後	B 三・七〇 七七・八	四五三・二
田村郡小野町大字小戸 神字坪毛一〇八番一地从 先から	田村郡小野町大字小戸 神字坪毛一〇八番一地从 先から	変更前	A 一〇・九〇 五二・〇	九九九・〇
	同 郡同 町大字小野 新町字美売五一番一地从 先まで	変更後	B 三・七〇 七七・八	四五三・二

(道路計画課)

福島県告示第百十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和六年二月十六日から二週間一般の縦覧に供する。
令和六年二月十六日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道二八八号	双葉郡大熊町大字野上字湯の神一 七番一地从先から 同 郡 同 町 大 字 野 上 字 湯 の 神 一 ○ 番 地 先 まで	令和六年二月一六日

（道路計画課）

福島県告示第百十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、郡山市から県中都市計画事業富田第二土地区画整理事業について換地処分をした旨届出があった。
令和六年二月十六日

福島県知事 内堀雅雄
（まちづくり推進課）

公 告

公告第38号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県情報通信ネットワークシステム仮想化共通基盤機器の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和6年2月16日

福島県知事 内堀雅雄

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量 福島県情報通信ネットワークシステム仮想化共通基盤機器（据付け、調整、機器保守等を含む。）一式
- (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間 令和6年11月1日から令和11年10月31日まで
- (4) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会の情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度におけるISMS（JIS Q 27001:2014（ISO/IEC 27001:

2013)) 認証を取得している者又は同法人のプライバシーマークの付与を受けている者であること。

- (5) 過去に国又は地方公共団体において、この公告に示した仕様と同等以上の物品の納入実績を有する者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)及び(5)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和6年3月7日(木)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、同日同時刻まで必着とする。
郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県企画調整部情報統計総室デジタル変革課
電話024-521-7135
- 4 契約条項を示す場所及び期間
3に掲げる場所において公告のあった日から令和6年3月14日(木)まで(土曜日及び日曜日並びに同年2月23日を除く。)の午前9時から午後5時まで
- 5 入札説明書等の配布
次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。
 - (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
 - (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
 - (3) その他 入札説明書等は、福島県企画調整部企画調整課のウェブサイトからダウンロードすることができる。
- 6 入札及び開札の日時及び場所等
 - (1) 日時 令和6年3月28日(木)午後1時
 - (2) 場所 福島県本庁舎4階 401会議室(福島県福島市杉妻町2番16号)
 - (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和6年3月26日(火)午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。
- 7 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 9 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 10 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (4) 契約書作成の要否 要
 - (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
 - (6) その他 詳細は、入札説明書による。
- 11 Summary
 - (1) Nature and quantity of the products to be leased: Virtualized Common

Infrastructure (including installation, adjustment and maintenance, etc.)
1 set

- (2) Time-limit of tender (by hand): 1:00 p.m., 28 March 2024
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 26 March 2024
- (4) Contact point for the notice: Digital Transformation Division, Information and Statistics Section, Planning and Coordination Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7135

(デジタル変革課)

公告第1号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立病院（診療所）5施設の電気供給業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県病院局財務規程（平成16年福島県病院局管理規程第5号。以下「財務規程」という。）第221条第1項の規定により公告する。

令和6年2月16日

福島県病院事業管理者 阿 部 正 文

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
福島県立病院（診療所）5施設の電気供給業務 一式（予定数量3,879,200kWh）
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 供給期間 令和6年6月1日から令和7年5月31日まで
- (4) 供給場所 福島県立ふくしま医療センターこころの杜（福島県西白河郡矢吹町滝八幡100番地）ほか4施設

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者として登録を受けている者であること。
- (5) 福島県が示す予定使用電気量と同程度の電気供給実績があり、かつ、供給開始日から確実に安定した供給ができる者であること。
- (6) 福島県電力の調達に係る環境配慮方針第5条に定める入札参加資格要件を満たす者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)から(6)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和6年3月8日（金）午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、同日午後5時15分まで必着とする。

郵便番号960-8043 福島県福島市中町8番2号
福島県病院局病院経営課
電話024-521-7229

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、令和6年2月16日（金）から同年3月8日（金）まで（土曜日及び日曜日並びに同年2月23日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙20枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和6年2月22日（木）午後5時15分までに必着で請求すること。

6 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 日時 令和6年3月28日（木）午前10時
- (2) 場所 福島県自治会館4階病院局会議室（福島県福島市中町8番2号）
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和6年3月27日（水）午後5時15分までに3に掲げる場所に必着とする。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規程第192条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規程第174条各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県病院事業管理者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

9 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

10 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、令和6年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。なお、入札の効力が生じなかったことにより、契約が成立しなかった、又は締結されなかったことによる損害については、福島県は、これを一切賠償しない。

11 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価（kW単価（小数点以下を含むことができる。））。同一月においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（kWh単価（小数点以下を含むことができる。））。同一月においては単一のものとする。）を根拠とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府苦情検討委員会からの要請等 福島県病院事業管理者は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

12 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity Supply for use at 5 Fukushima Prefectural hospitals or clinics 1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 10:00 a.m., 28 March 2024
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:15 p.m., 27 March 2024
- (4) Contact point for the notice: Hospital Management Division, Prefectural Hospital Bureau, Fukushima Prefectural Government, 8-2 Nakamachi, Fukushima City, Fukushima 960-8043 Japan TEL 024-521-7229

（病院経営課）

公告第2号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県 G I G A スクール運営支援センター業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和6年2月16日

福島県教育委員会教育長 大 沼 博 文

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の件名及び数量
福島県 G I G A スクール運営支援センター業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 委託期間 令和6年4月1日から令和9年6月30日まで
- (4) 納入場所 福島県教育庁教育総務課が定めた場所

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定の後に入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 過去3年以内に、都道府県教育委員会又は都道府県教育委員会が主導する Google Workspace又は Google Workspace for Education のドメイン（40,000以上のアカウント

トを有するものに限る。)を1年以上管理運用した実績を2件以上有する者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和6年3月12日(火)午後5時まで

に次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8688 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県教育庁教育総務課

電話024-521-8658

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和6年2月16日(金)から同年3月12日(火)まで(土曜日及び日曜日並びに同年2月23日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。

(2) 入札書の提出場所及び期限 書留郵便により行うものとし、令和6年3月26日(火)午後5時までに福島県教育庁財務課(福島県福島市杉妻町2番16号)に必着のこと。

(3) 開札の日時及び場所 令和6年3月27日(水)午前10時

福島県庁西庁舎4階教育総務課分室

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県教育委員会教育長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県教育委員会教育長は、福島県政府調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of services to be required: Commissioning of the management assistance centre for the Fukushima Prefectural GIGA School Program 1 set

(2) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 26 March 2024

(3) Contact point for the notice: General Affairs Division, General Affairs Section, Education Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8688 Japan TEL 024-521-8658

(教育総務課)